

## 【消費税増税に伴うマイクロチップ登録料の改定について】

令和元年10月1日からの消費税増税に伴い、マイクロチップの登録料が改定となります。9月30日までに入金される場合は1,000円、10月1日以降に入金される場合は1,050円となりますので、お間違いのないようよろしくお願いいたします。

令和元年9月30日まで	→	令和元年10月1日から
1,000円		1,050円

● **申込書に付いている振込用紙の金額が違っている場合**

→ 振込用紙に記載されている金額を、二重線で正しい金額に修正の上、お振込みをお願いします。

● **9月中に1,050円を支払った場合**

→ 定額小為替（50円）にて返金しますので、日本獣医師会までお問合せください。

● **10月以降に1,000円を支払った場合**

→ 下記切り取り線以下をご記入の上、郵便局発行の定額小為替（50円）を同封して日本獣医師会までお送りください。不足額をお支払いいただかないと登録が完了せず、登録完了通知ハガキを発送できませんのでご注意ください。

マイクロチップの登録料は平成26年の5%から8%増税時に増税額の転嫁を行っていなかったため、今回令和元年の8%から10%増税にあたり、その分を見込んだ価格といたしました。ご理解賜れますと幸いです。

お問合せ：(公社) 日本獣医師会 107-0062 東京都港区南青山1-1-1新青山ビル西館23階  
電話：03-3475-1695（音声ガイダンスが流れますのでオペレータ通話を選択ください）

.....切り取り.....

日本獣医師会 御中

マイクロチップ登録料の追加分として、定額小為替50円を同封して支払います。

年 月 日

マイクロチップ番号														
1,000円の入金日	令	和	年	月	日									
飼育者氏名														
飼育者住所														
飼育諸電話番号														